

伊予市地球温暖化対策実行計画改統合・改定業務プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月 16 日

1 目的

この実施要領は、伊予市地球温暖化対策実行計画改統合・改定業務の委託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

伊予市地球温暖化対策実行計画改統合・改定業務

(2) 業務内容

別紙、伊予市地球温暖化対策実行計画改統合・改定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(4) 委託料の制限

3,630,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内、かつ、8 割以上とする。

3 委託業者選定方法

本プロポーザルにより特定された者との随意契約

4 参加表明者の参加資格

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 日本国内に主たる事務所を有する者であること。

※外資系企業の参入は認めない。

(3) 四国内（島しょ部を除く。）に常勤の職員を配置する本店、支店、営業所等を有し、主たる業務を履行できること。

(4) 単一の事業者であること（複数事業者による共同企業体の参加は認めない。）。

(5) 令和元年度以降で、地方公共団体において、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に係る策定業務を受注し、かつ、その業務を履行した実績があること（履行中も含む。）。ただし、元請として履行したものに限る。

(6) 業務責任者として技術士（環境部門）の有資格者、担当者として技術士（環境部門）の有資格者及びエネルギー管理士の有資格者を配置できること。

(7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する

者でないこと。

- (8) 令和 7 年度伊予市競争入札参加資格者登録名簿の登録業者又は、国若しくは愛媛県に同様の登録がされている者であること。
- (9) 公募開始から補助金交付決定に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成 17 年伊予市訓令第 79 号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成 22 年伊予市訓令第 20 号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中でないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を完納していること。
- (12) 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していない者であること。

5 担当部署

- (1) 担当者 伊予市産業建設部環境政策課
- (2) 所在地 〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地
- (3) 電 話 089-982-1111
- (4) メールアドレス : kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp

6 本プロポーザルの参加手続

「4 参加表明者の参加資格」を満たす者で、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。※提出された書類は返却しない。

なお、各様式、仕様書等については、市ホームページよりダウンロードすること。

市ホームページ (<https://www.city.iyo.lg.jp>)

(1) 提出期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）から令和 7 年 8 月 13 日（水）までとする。

※受付は、9 時から 17 時までとする。

(2) 提出先及び提出方法

「5 担当部署」へ郵送又は持参

※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

なお、「4 参加表明者の参加資格」をよく読み、記載すること。

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要書（様式第 2 号）

ウ 業務実績調書（様式第 3 号）

エ 確認資料

- (ア) 法人登記簿謄本（全部事項証明書。最近 3 か月以内発行のもの）
- (イ) 最新決算年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (ウ) 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。）。
- (エ) 「4 参加表明者の参加資格(8)」の競争入札参加資格者において、伊予市の競争入札参加資格者でなく、国又は愛媛県の同様の登録のみで参加表明を行う者は、そのことが確認できる書類（入札参加資格審査結果通知書等）

オ 企画提案書

- (ア) 作成要領
様式は自由とするが、A3 横型横書き、表紙、目次を除き片面 4 枚以内とする。
- (イ) 企画提案内容
 - a 企画提案Ⅰ
「地球温暖化対策実行計画改統合・改定」に係る企画提案
 - b 企画提案Ⅱ
業務の配置職員等実施体制に係る企画提案

カ 業務実施体制書

- ・任意様式
- ・用紙サイズ：A4 縦

キ 業務責任者・担当者経歴書（様式第 4 号の 1・2）

ク 見積書

全部で 3 枚とし、1 枚目は任意様式で、地球温暖化対策実行計画改統合・改定業務の見積総額を、2、3 枚目は指定様式（様式第 5 号）提案価格内訳書を使用し、各業務の見積額をそれぞれ、記載すること。

(4) 提出部数

提出部数は、正本 1 部と副本 6 部の合計 7 部とし、内容は次のとおりとする。
なお、各項目はインデックス等で分かりやすく表示しておくこと。

ア 正本（ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入し、業務名の後にカッコ書きで正本と分かるように記入しておくこと。）

「(3) 提出書類」に記載する書類

イ 副本（ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入しておくこと。）

「(3) 提出書類」に記載する書類

なお、企画提案書は正本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 6 号）を提出すること。

7 質問書受付及び回答

参加に係ること、提出書類、企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書（様式第7号）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、必ず着信を確認すること。

(1) 質問受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年7月29日（火）17時まで。

(2) 提出先メールアドレス

伊予市産業建設部環境政策課： kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問の提出日から起算して5日（最終日が休日の場合は翌開庁日）以内に市ホームページ（<https://www.city.iyo.lg.jp>）内において行う。

なお、回答への問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 委託候補者の特定等

市長は、伊予市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、本業務を委託するにふさわしい者を委託者として決定する。

(1) 委託候補者の特定

審査委員会は、「4 参加表明者の参加資格」を満たしている参加表明者について、「6(3)提出書類ウ業務実績調書及びク見積書」に基づく書類審査及び「6(3)提出書類オ企画提案書、カ業務実施体制書及びキ業務責任者・担当者経歴書」に基づくヒアリングを行い、最も優れた者を委託候補者として特定する。

(2) 審査方法

審査委員会は、「13 評価基準」を基に審査を行い、評価点の合計得点が最も高い者を委託候補者として特定する。

ア 最高評価点を得た者が2者以上あった場合

「13 評価基準評価項目2（ヒアリング等に基づく企画提案書等の評価）」の合計得点により順位付け、1位となったものを特定する。

イ 前「ア」の評価後も最高評価点を得た者が2者以上あった場合

それらの者の中から、審査委員会において多数決で順位付け、1位となった者を特定する。

(3) 参加表明者が6者以上あった場合の取扱い

ア 書類審査による選定

「13 評価基準評価項目1（書類審査による評価）」の合計得点により順位付け、上位5者からヒアリングを行うものとする。

イ アによる審査で5者に絞れなかった場合

アによる審査においても5者以上あった場合は、「6(3)提出書類ウ業務実績調書（様式第3号）」に記載する実績数が多い者から順位付け、上位5者を選定する。

ウ ヒアリングの可否

ヒアリング参加の可否については、参加申し込み者が何者であっても行うものとし、「6(1) 提出期間」に記載する提出期間終了後3日以内に、参加表明者に対し、メール等で通知する。

なお、可否結果の問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 参加表明者が1者のみの場合の取扱い

参加表明者が1者のみの場合であっても審査は実施し、獲得した評価点を基に審査委員会で協議し、本業務の履行能力を有すると判断された場合は、委託候補者として特定するものとする。

(5) ヒアリング（プレゼンテーション）

ア 実施場所

伊予市米湊 820 番地

伊予市本庁舎内会議室

イ 実施日時

令和7年8月22日(金)

開始時間等の詳細は、辞退者を除くヒアリング参加者に対して通知する。

ウ 出席者

ヒアリングの出席者は3人以内とすること。

エ 実施方法

(ア) 「6(3) 提出書類オ企画提案書」を用いて、その内容に基づくヒアリングを実施する。

なお、追加資料の配布は認めない。

(イ) ヒアリングによる説明は1提案者当たり30分以内（プレゼン20分以内、質疑応答10分以内）とする。ただし、機器設置準備時間は含まない。

(ウ) ヒアリングの順番は、「5 担当部署」が決定するものとする。

(エ) スクリーン、プロジェクター、VGA ケーブルは市が用意する。その他の機器については、必要に応じて各自用意するものとする。

なお、プロジェクターのケーブルは、原則としてVGA ケーブルでの接続とし、パソコン等の接続は、ヒアリング参加者の責任において行うこと。

※ パソコンの事前動作確認を行いたい場合は、ヒアリング開催日の2日前までに担当窓口に申し出ること。当日、パソコンが作動しないなどトラブルがあっても、ヒアリング参加者の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(オ) ヒアリングは公開とする。

(6) 委託候補者の通知及び公表

審査結果は、令和7年8月29日(金)17時までに、下記の方法で通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

ア 市長は、委託候補者として特定した者に、その旨を書面により通知する。

イ 市長は、委託候補者として特定しなかった者に、その旨を書面により通知する。

ウ 市長は、各参加表明者の評価項目ごとの評価点数を市ホームページ

(<https://www.city.iyo.lg.jp>) 内において公表する。なお、特定されなかった者の事業者名については公表しない。

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、参加表明者を失格とし、「8 委託候補者の特定等」により特定された企画提案が失格又は無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げるものとする。

- (1) 参加資格を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に重篤な不備があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 伊予市の理事者又は職員に不当に接触した場合
- (6) ヒアリング（プレゼンテーション）等について、「5 担当部署」が指定する時間に遅れたとき、又は出席しなかったとき。
- (7) 「6(3)ク見積書」の金額が「2(4)委託料の制限」内に留まらない場合
- (8) 仕様書の要件を満たすことができないとき（仕様書をよく読み、仕様要件が履行できない場合は、参加表明をしないこと。）。

10 契約

(1) 手続きの進め方

委託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、委託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、委託候補者の特定をもって委託候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

(3) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

11 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加表明者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は、1 参加者につき 1 提案とする。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを延期又は中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、伊予市が本プロポーザルに関して

必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を利用・複製できるものとする。

- (5) 提出書類は、伊予市情報公開条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 17 号）に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (6) 伊予市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (7) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、伊予市産業建設部環境政策課においてその対応を決定する。

12 スケジュール

実施要領等の公開	令和 7 年 7 月 16 日（水）
質問書の受付	令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 7 月 29 日（火）17 時まで。
質問への回答	令和 7 年 8 月 1 日（金）※予定
参加表明書等の提出	令和 7 年 8 月 12 日（火）から令和 7 年 8 月 13 日（水）まで。※受付 9 時～17 時
ヒアリング参加の合否	令和 7 年 8 月 15 日（金）※予定
プレゼンテーション及び審査委員会開催	令和 7 年 8 月 22 日（金）※予定
審査結果通知	令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時まで。※予定

13 評価基準

審査の評価基準は、以下のとおりとする。

評価項目		評価の着眼点	評価区分	評価点
評価項目1 (書類審査による評価)	「6(3)提出書類ウ」の実績数の評価	・「様式第3号」の実績について評価 「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に係る業務受注(平成元年以降のもの)実績の総数が20件以上は良好、5件以上20件未満は普通、5件未満は不十分とする。なお、業務受注実績は1契約を1件とするものとする。	良好	5
			普通	3
			不十分	1
	「6(3)提出書類ク」の提示額の評価	・見積書の総額の評価 配点 5 点×参加表明者提示額の最低価格／当該参加表明者の提示価格により評価点を求める。なお、評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示するものとする。 ※ただし、「2(4)委託料の制限」に注意すること。		
評価項目2 (ヒアリング等に基づく企画提案書等の評価)	企画提案書の評価	・企画提案Ⅰ「地球温暖化対策実行計画改統合・改定」に係る企画提案内容 説明内容が論理的に裏付けられており、説得力がある提案を優位に評価する。	極めて良好	15
			良好	12
			普通	9
			やや不十分	6
			不十分	3
		・企画提案Ⅱ業務の配置職員等実施体制に係る企画提案内容 説明内容が論理的に裏付けられており、説得力がある提案を優位に評価する	極めて良好	5
			良好	4
			普通	3
			やや不十分	2
			不十分	1
	プレゼンテーションへの評価	プレゼンテーションについて、本業務に対し、積極的に取り組む姿勢、分かりやすい説明、熱意が感じられる場合などを優位に評価する。	極めて良好	5
			良好	4
			普通	3
			やや不十分	2
			不十分	1